

外国における個人情報の保護に関する情報調査報告書

国名 ヨルダン

調査日

2022年12月9日

<p>個人情報の保護に関する制度の有無</p>	<p>包括的な法令は存在しない。 ※データ保護法の草案が公開されており、2023年以降に制定・施行される見込みである。 個別の分野に適用される法令のうち代表的なものとして、以下の法令が存在する。</p> <p>■ 2000年銀行法 No. (28) - URL : https://www.cbj.gov.jo/EchoBusV3.0/SystemAssets/2f75d7af-5465-4e1f-90dd- - 施行状況：2000年8月1日施行 - 対象機関：すべての認可金融機関 - 対象情報：個人の金融に関する履歴や、金融機関のサービスを受けるために開示する必要があるすべての個人情報</p> <p>■ 1995年電気通信法No. (13) - URL : https://trc.gov.jo/EchoBusV3.0/SystemAssets/%D9%82%D8%A7%D9%86%D9%88%D9%86%20%D8%A7%D9%84%D8%A7%D8%AA%D8%B5%D8%A7%D9%84%D8%A7%D8%AA%20%D9%88%D8%AA%D8%B9%D8%AF%D9%8A%D9%84%D8%A7%D8%AA%D9%87.pdf - 施行状況：1995年10月1日 2 - 対象機関：ヨルダンにおいて電気通信網を管理運用する許認可を保有する事業者 - 対象情報：電気通信提供者からサービスを受けるために開示する必要のある情報及び、認可電気通信網を利用する加入者が提供する情報</p> <p>■ 2015年サイバー犯罪法No. (27) - URL : http://www.mc.gov.jo/echobusv3.0/SystemAssets/%D9%82%D8%A7%D9%86%D9%88%D9%86%20%D8%A7%D9%84%D8%AC%D8%B1%D8%A7%D8%A6%D9%85%20%D8%A7%D9%84%D8%A7%D9%84%D9%83%D8%AA%D8%B1%D9%88%D9%86%D9%8A%D8%A9%20%D8%B1%D9%82%D9%85%2027%20%D9%84%D8%B3%D9%86%D8%A9%202015.pdf - 施行状況：2015年6月1日 - 対象機関：ウェブサイトや情報ネットワークを保有または運営する事業者 - 対象情報：事業者のウェブサイト又は情報システム上の情報</p>
<p>個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報</p>	<p>EUの十分性認定（※1）：なし APECのCBPRシステム（※2）：なし</p>
<p>OECD プライバシーガイドライン 8 原則(※3) に対応する事業者等の義務又は本人の権利</p>	<p>OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する事業者等の義務又は本人の権利については、以下のとおり。</p> <p>① 収集制限の原則：該当する規定は見当である ② データ内容の原則：該当する規定は見当である ③ 目的明確化の原則：該当する規定は見当である ④ 利用制限の原則：該当する規定は見当である ⑤ 安全保護の原則：該当する規定は見当である ⑥ 公開の原則：該当する規定は見当である ⑦ 個人参加の原則：該当する規定は見当である ⑧ 責任の原則：該当する規定は見当である</p>
<p>その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度</p>	<p>個人情報の域内保存義務に係る制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの - 事業者に対し政府の情報収集活動への協力義務を課す制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの -</p>

(※1) EU の十分性認定を取得した国又は地域は、個人情報保護委員会が我が国と同等の保護水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有する外国等として指定している EU (EU 加盟国及び欧州経済領域の一部であるアイスランド、ノルウェー、リヒテンシュタイン) の個人情報の保護に関する制度である GDPR 又はその前身のデータ保護指令に基づき、欧州委員会が十分なデータ保護の水準を有していると認められる旨の決定を行っている国又は地域であることから、概ね我が国と同等の個人情報の保護が期待できる。このような意味において、EU の十分性認定を取得した国又は地域であることは、「個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報」に該当する。

(※2) APEC の CBPR システム参加の前提として、APEC のプライバシーフレームワークに準拠した法令を有していること、及び CBPR 認証を受けた事業者やアカウントビリティエージェントにおいて解決できない苦情・問題が生じた場合に執行機関が調査・是正する権限を有していること等が規定されていることから、我が国と同じく APEC の CBPR システムに参加しているエコノミーにおいては、APEC のプライバシーフレームワークに準拠した法令と当該法令を執行する執行機関を有していると考えられるため、個人情報の保護について概ね我が国と同等の保護が期待できる。このような意味において、APEC の CBPR システム参加エコノミーであることは、「個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報」に該当する。なお、APEC の CBPR システムの対象は、民間部門である。

(※3) OECD プライバシーガイドライン 8 原則は、OECD 加盟国はもとより国際的な個人情報保護への取組において参照される基本原則としての役割を果たし、各国が個人情報保護制度を整備するにあたっては、事実上の世界標準として用いられている。